

令和4年度茨城県生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（美浦村・阿見町）

1 目的

この要領は、茨城県が、美浦村及び阿見町において実施する生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第7条第2項第2号に規定する生活困窮者である子どもに対し学習の援助等を行う事業（以下「学習・生活支援事業」という。）を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2 業務委託に係る仕様

別紙「令和4年度茨城県生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業業務委託仕様書（美浦村・阿見町）」のとおりとする。

3 委託条件等

(1) 委託期間

令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日まで

(2) 委託費

6,638,048円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

なお、この金額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

(3) 対象経費

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（価格30万円以上の備品は除く）、負担金

4 応募資格

県内に事業所等を有する法人（以下「法人」という。）であって、次の要件を全て満たすことができるものとする。

(1) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第9条の規定に該当する者であること。

(2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(6) 類似事業に関しての実績があり、本事業について誠意をもって履行できるものであること。

- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

5 応募手続等

(1) 提出書類

- ア 応募申請書（様式第 1 号）
- イ 実施計画書（様式第 2 号）
- ウ 経費積算書（様式第 3 号）
- エ 応募資格誓約書（様式第 4 号）
- オ 事業実績書（様式第 5 号）
- カ 個人情報管理体制（様式第 6 号）
- キ その他提案事業の参考となる資料（様式第 7 号）
- ク 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ケ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの
- コ 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
- サ 直近 3 事業年度の事業報告書、決算書（事業年度が 3 年に満たない事業者にあつては、現に保有する事業報告書、決算書）

(2) 提出期限

令和 4 年 3 月 22 日（火）午後 5 時まで

(3) 提出場所及び問合せ先

茨城県保健福祉部福祉指導課 保護担当
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
電話 029-301-3164 FAX 029-301-6200
E-MAIL fukushi2@pref.ibaraki.lg.jp

(4) 提出部数

6 部（正本 1 部、副本 5 部）

(5) 提出方法

持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。持参による場合は、受付時間を平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(6) 留意事項

- ア 企画提案は、1 法人につき 1 件とする。
- イ 提出された書類に虚偽又は不正があつた場合は、失格とする。
- ウ 提出された書類の内容は、変更することができない。
- エ 提出された書類等は、返却しない。
- オ 応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第 9 号）を提出する。
- カ 提案のための費用は、提案者の負担とする。
- キ 採択された企画提案書の著作権は、茨城県に帰属する。
- ク 企画提案書及びプレゼンテーションにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

6 質問の受付及び回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和4年3月16日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

次の電子メールのアドレス又はFAX番号により、茨城県保健福祉部福祉指導課保護担当宛に提出すること。

E-MAIL fukushi2@pref.ibaraki.lg.jp

FAX 029-301-6200

(3) 提出書類

質問書（様式第8号）

(4) 質問に対する回答

質問書を提出した者に対し、電子メール又はFAXで回答する。なお、本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

7 審査

(1) 審査方法

ア 企画提案内容について、企画提案審査会を開催し、(3)の審査項目及び審査基準により、合計点数が最も高い企画提案を選定する。なお、一定の基準を満たさない場合、選定しない場合がある。

イ 企画提案審査会においては、必要に応じて企画提案提出者へのヒアリングを行った上で、5(1)の提出書類により審査する。

ウ 企画提案提出者は、必要に応じて、当該提案についてプレゼンテーションを行うものとし、プレゼンテーションの実施については、別途通知する。なお、プレゼンテーションの実施予定日は、令和4年3月24日（木）とする。

(2) 選定結果の通知

企画提案審査会の審査結果に基づき、受託候補者を1者選定し、選定後、速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(3) 審査項目及び審査基準

| 審査項目 | 審査基準 |
|--------|--|
| 1 実施体制 | <ul style="list-style-type: none">○ 確実に業務を遂行できる実施体制になっているか。○ 事業実施にあたり、担当者の役割が明確であるか。○ 類似事業で良好な実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分生かせることが期待できるか。○ スキルと経験を持つスタッフがいるか。○ 事業を実施する会場が確保できているか、又は、確保できる見込みはあるか。○ 集合型での支援ができない場合の適切な代替策はあるか。○ 個人情報の管理体制は整っているか。 |

| | |
|-------------------------|---|
| 2 学習・生活支援事業に対する認識・課題の把握 | ○ 生活困窮者の背景を的確に見極め、学習・生活支援事業を実施するにあたっての課題やニーズなどを把握した上で事業を遂行できるか。 |
| 3 企画内容 | ○ 提案内容が、計画性、具体性及び妥当性並びに実施の可能性を伴ったものであるか。 ○ 提案内容が、委託事業の目的を十分理解した内容となっているか。 ○ 事業を実施する際、感染症対策や保険加入など利用者の安全や安心を配慮したものとなっているか。 ○ 利用者個々のレベルに合わせた支援を提供できる体制となっているか。 ○ 関係機関との連携体制構築を十分に行う内容になっているか。 |
| 4 費用の積算 | ○ 費用の積算は合理的な内容になっているか。 |

8 受託候補者選定後の手続

- (1) 茨城県と受託候補者は、提出書類を基に具体的な協議を行い、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）等の関係法令の規定に基づき、委託契約を締結するものとする。
- (2) 茨城県は、協議等の後、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、随意契約による契約の手続を行う。
- (3) 茨城県は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案業者と交渉を行うこととする。
- (4) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て事業者の負担とする。
- (5) 契約条項及び支払条件は、別添「契約書（案）」のとおり。

9 その他留意事項

- (1) 事業の成果は茨城県に帰属する。
- (2) 受託者は、個人情報等の取扱いには厳重に注意し、漏えい、滅失等がないよう、その管理を徹底しなければならない。
- (3) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了した後も同様とする。
- (4) この調達に係る令和4年度予算案が否決された場合、又は、執行が停止された場合は、この通知によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとする。

(様式第1号)

令和 年 月 日

茨城県生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業業務委託
(美浦村・阿見町)
応募申請書

茨城県知事 殿

申請者

住所 〒 _____

名称 _____

代表者職氏名 _____

茨城県生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業業務委託について、下記のとおり関係書類を添付して応募します。

記

1 応募する事業の概要 様式第2号～様式第7号

2 応募事業者等の概要

| | | | |
|---------|---------|-------------|-----|
| 事業所の所在地 | | | |
| 担当者 | 所属・氏名 | | |
| | 連絡先 | TEL | FAX |
| | メールアドレス | | |
| 設立年月日 | | | |
| 代表者氏名 | | | |
| 主な事業内容 | | | |
| 従業員数 | | 人 (うち正職員 人) | |

(様式第2号)

茨城県生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業業務委託
(美浦村・阿見町) 実施計画書

| | | |
|---|------|--|
| 1 | 実施計画 | <p>(課題、何が求められているか)</p> <p>(実施計画、年間スケジュール等)</p> <p>(実施場所の状況)</p> <p>(感染症対策)</p> <p>(遠方かつ保護者が送迎できない児童・生徒等の送迎の実施)</p> |
| 2 | 支援体制 | <p>(支援する体制、責任者・支援員の経歴等)</p> |

| | | |
|-----------|--|--|
| 3 | 事業内容 | |
| | (1) 学習支援 | <p>(集合型での支援方法)</p> <p>(災害や感染症の流行などで実施場所が使用できない場合等の支援方法)</p> |
| | (2) 居場所の提供 | <p>(集合型での支援方法)</p> <p>(災害や感染症の流行などで実施場所が使用できない場合等の支援方法)</p> |
| | (3) 日常生活習慣の形成支援 | <p>(集合型での支援方法)</p> <p>(災害や感染症の流行などで実施場所が使用できない場合等の支援方法)</p> |
| | (4) 社会性の育成支援 | <p>(集合型での支援方法)</p> <p>(災害や感染症の流行などで実施場所が使用できない場合等の支援方法)</p> |
| (5) 進路相談等 | <p>(集合型での支援方法)</p> <p>(災害や感染症の流行などで会場が使用できない場合等の支援方法)</p> | |

| | | |
|---|---------------------------|--|
| | (6) 高校生世代への支援 (学習支援以外) | (集合型での支援方法) (災害や感染症の流行などで会場が使用できない場合等の支援方法) |
| | (7) 保護者への支援 | |
| | (8) 体験活動等 | |
| | (9) 関係機関との連携 | (学校、自立相談支援機関等との連携をどう構築するか) |
| 4 | 事業目標及び達成見込み等 | (どのような目標をもって望むか。また、その達成見込み等。) |

* 提案内容を審査するため、詳細に記載してください。必要に応じて任意の様式で別紙に記載しても差し支えありません。

(様式第3号)

経費積算書

(単位:円)

| 区 分 | 科 目 | 内 容 | 積 算 内 訳 | 金 額 |
|--------------|-----|-----|---------|-----|
| 人 件 費 | | | | |
| | | | | 0 |
| 事 業 費 | | | | |
| | | | | 0 |
| 税抜き計 | | | | 0 ① |
| 消費税額 (①×10%) | | | | 0 ② |
| 合計 | | | ①+② | 0 ③ |

<対象経費>

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬料、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く)、負担金

<留意点>

研修や視察に関する旅費等の経費については、支援員の資質の向上に資するものであれば対象経費とするが、支援員ではない職員が会議等に参加する場合の経費は対象外。

(様式第4号)

令和 年 月 日

応募資格誓約書

(茨城県生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業業務委託 (美浦村・阿見町))

茨城県知事

殿

〒

住 所

名 称

代表者職氏名

「茨城県生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業業務委託 (美浦村・阿見町)」の応募申請にあたり、実施要領の記載内容を承諾し、下記の応募資格を全て満たしていることを誓約します。

記

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則 (平成 27 年厚生労働省令第 16 号) 第 9 条の規定に該当する者であること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 類似事業に関しての実績があり、本事業について誠意をもって履行できるものであること。
- (7) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

(様式第5号)

事業実績書

令和 年 月 日

類似事業についての活動実績について記載してください。
(本県で実施した国・自治体等事業について優先して記載してください。)

| 事業年度 | 発注者等 | 事業名及び事業内容 |
|------|------|-----------|
| | | |

(様式第6号)

個人情報の管理体制

令和 年 月 日

本事業を遂行する際の個人情報の管理体制などについて記載してください。

個人情報の管理体制等

(本事業遂行する際、及び貴団体内にける個人情報の管理体制について記載してください。)

(様式第7号)

その他提案事業の参考となる資料

令和 年 月 日

その他提案事業の参考となる事項等

(その他提案事業の参考となる事項等について自由に記載してください。)

(様式第8号)

[E-MAIL fukushi2@pref.ibaraki.lg.jp]

[FAX 029-301-6200]

茨城県保健福祉部福祉指導課 保護担当 あて

茨城県生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業 業務委託

(美浦村・阿見町)

質 問 書

| | | |
|------------------|---------------------|--|
| 質 問 者 | 所 属 | |
| | 氏 名 | |
| | 連絡先 (TEL/E-MAIL) | |
| 質 問 内 容 | | |

(様式第9号)

辞退届

令和 年 月 日付で、「茨城県生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業業務委託(美浦村・阿見町)応募申請書」を提出しましたが、辞退いたします。

令和 年 月 日

茨城県知事

殿

(申請者)

住所

名称

代表者職氏名

(辞退の理由)

令和4年度茨城県生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業
業務委託（美浦村・阿見町）契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和4年度茨城県生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業（美浦村・阿見町）について、次のとおり契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(1) 委託事業名

令和4年度茨城県生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業（美浦村・阿見町）

(2) 委託事業の内容

別添「令和4年度茨城県生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業業務委託仕様書（美浦村・阿見町）」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日まで

（委託事業の実施）

第2条 乙は、委託事業を仕様書に従って実施しなければならない。

2 前項のほか、乙は、委託事業の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託費）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）を、金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）を超えない範囲内で、乙に支払うものとする。

（委託業務の内容の変更）

第4条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 乙は、委託業務の内容を変更しようとするときは、直ちに甲に申し出て、その承

認を受けなければならない。

- 3 乙は、委託業務の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。

(実施状況の調査等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について、随時実地調査をし、又は乙に対し報告若しくは資料の提出を求め、必要な指示を行うことができる。

(帳簿等)

第6条 乙は、委託業務に要した経費について、帳簿を備え、収入額及び支出額を記載し、その内容を証する証拠書類とともに、その出納を常に明らかにしておかなければならない。

- 2 乙は、委託業務に従事した者の出勤状況を証左するに足る帳簿類を日々作成しておかなければならない。
- 3 乙は、前2項の帳簿類を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(業務完了報告)

第7条 乙は、業務を完了したときは、業務完了報告書(別紙様式第1号)を委託業務終了の日から起算して30日以内又は翌年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第9条第2項の規定による概算払を受けたときは、業務完了報告書に概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を添付するものとする。

(検査及び委託費の確定)

第8条 甲は、前条の規定により業務完了報告書の提出があったときは、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

- 2 甲は、前項の検査の結果合格と認めた場合は、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(委託費の支払い)

第9条 委託費は、委託業務が終了し、委託費の額が確定した後に支払うものとする。

- 2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託費の90パーセント以内の額を前期と後期に分割して、概算払することができるものとする。

3 乙は、前項の規定により概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式第2号）を甲に提出するものとする。

4 甲は、前項の規定による乙の請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

（過払金の返還）

第10条 乙は、既に支払いを受けた委託費が、第8条に規定する委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

（契約の解除）

第11条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 当該業務を実施する上で必要な資格等が取り消され、又は抹消されたとき。

(4) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反し、この契約の目的を達成することができないとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合には、既に支払った委託費の一部又は全額の返還を請求することができる。

3 第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、甲の請求により委託料の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期日までに甲が指定する方法により甲に納付しなければならない。

4 前項の違約金は、第12条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（権利又は義務の譲渡禁止）

第13条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は信用保証協会若しくは中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払による弁償の効力は、甲が茨城県財務会計オンラインシステム事務処理要項第54

条の規定により支出票の決裁コードを入力した時点で生ずるものとする。

- 3 乙は、本業務において作成される著作物に係る著作権を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、乙が甲に著作物を提出することをもって行われたものとする。

(再委託)

第 14 条 乙は、この委託業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、再委託した業務を受託した者と約定しなければならない。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 16 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

(協議)

第 17 条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4 年（2022 年） 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県知事 大井川 和彦

乙

《別 記》

個人情報取扱注意事項

第1 乙は、委託事務を処理するに当たって、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

第2 乙は、委託事務を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

第3 乙は、個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

第4 乙は、利用者に関する個人情報は、委託業務完了後、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

第5 乙は、委託事務を処理するため甲から引き渡された個人情報及び委託事務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

2 乙は、その使用する者が委託事務を処理するため甲から引き渡された個人情報及び委託事務を処理するため収集・作成した個人情報を、他に漏らさないよう対処しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

第6 乙は、この契約により取り扱う個人情報の管理責任者を定めて書面により、甲に通知しなければならない。

2 管理責任者は、常に個人情報の所在及び自己の管理状況を把握し、必要な指導を行う。

第7 乙は、この契約による業務を処理するに当たって従業員を従事させる場合は、管理責任者の監督の下、必要最小限の人数とする。

2 乙は、前項の従業員（以下「使用者」という。）に対して、第2に定める事項について徹底して指導しなければならない。

3 乙は、使用者の退任、退職後の行為も含めて責任を負わなければならない。

第8 乙は、委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなけ

ればならない。

第9 乙は、個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

第10 甲は、必要と認めたときは、乙の事業所に立ち入り、個人情報保護に関する監査を行い、又は乙に対して報告を求めることができる。

第11 甲は、乙が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。損害賠償の額は、甲と乙と協議の上、別に定める。

実績内訳書

(単位:円)

| 区 分 | 科 目 | 内 容 | 実 績 内 訳 | 金 額 |
|--------------|-----|-----|---------|-----|
| 人 件 費 | | | | |
| | | | | 0 |
| 事 業 費 | | | | |
| | | | | 0 |
| 税抜き計 | | | | 0 ① |
| 消費税額 (①×10%) | | | | 0 ② |
| 合計 | | | | 0 ③ |

<対象経費>

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬料、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く)、負担金

<留意点>

研修や視察に関する旅費等の経費については、支援員の資質の向上に資するものであれば対象経費とするが、支援員ではない職員が会議等に参加する場合の経費は対象外。

(別記様式第2号)

事業評価書

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>1 事業の効果</p> | <p>(児童・生徒等への効果)</p> <p>1 学習支援</p> <p>2 生活支援</p> <p>3 体験活動</p> <p>(親への効果)</p> <p>(その他)</p> |
| <p>2 中学3年生の 進学状況</p> | |
| <p>3 事業を実施し、 認識した課題</p> | <p>(児童・生徒等支援についての課題)</p> <p>1 学習支援</p> <p>2 生活支援</p> <p>3 体験活動</p> <p>(親への支援についての課題)</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>(関係機関との連携についての課題)</p> <p>(その他の課題)</p> |
| 4 事業の評価 | <p>(事業全体の評価)</p> <ol style="list-style-type: none">1 学習支援2 生活支援3 体験活動4 関係機関との連携5 親への支援 |

(別記様式第3号)

学習支援ボランティア登録人数

| 大学名等 | | 登録人数 |
|-------|--|------|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |
| 11 | | |
| 12 | | |
| 13 | | |
| 14 | | |
| 15 | | |
| 16 | | |
| 17 | | |
| 18 | | |
| 19 | | |
| 20 | | |
| 21 | | |
| 22 | | |
| 23 | | |
| 24 | | |
| 25 | | |
| 26 | | |
| 27 | | |
| 28 | | |
| 29 | | |
| 30 | | |
| 31 | | |
| 32 | | |
| 33 | | |
| 34 | | |
| 35 | | |
| 36 | | |
| 37 | | |
| 38 | | |
| 39 | | |
| 40 | | |
| 大学生合計 | | 0 |

| 社会人・その他 | | 登録人数 |
|-----------|------------|------|
| 1 | 元教員 | |
| 2 | 現教員 | |
| 3 | 元教育関係職 | |
| 4 | 現教育関係職 | |
| 5 | 福祉関係職 | |
| 6 | 元福祉関係職 | |
| 7 | 弁護士 | |
| 8 | 会社員 | |
| 9 | ケースワーカー | |
| 10 | 作業療法士 | |
| 11 | その他(定年退職者) | |
| 12 | | |
| 13 | | |
| 14 | | |
| 15 | | |
| 16 | | |
| 17 | | |
| 18 | | |
| 19 | | |
| 20 | | |
| 社会人・その他合計 | | 0 |
| 総計 | | 0 |

(別記様式第4号)

体験活動等の実施状況

| | 実施年月日 活動時間 (○月○日 : ~ :) | 活動場所 | 活動等の内容 (詳細に記載してください) | 参加者 (児童○名、保護者○名、 支援員○名、ボランティア ○名、計○名) | 効果 (参加者の感想など) |
|---|----------------------------------|------|-------------------------|--|------------------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |

※行は、適宜追加してください。

(別紙様式第1号)

年 月 日

業 務 完 了 報 告 書

茨城県知事 殿

主たる事務所の
所在地
名 称
代表者氏名

令和4年度茨城県生活困窮者世帯の子どもに対する学習・生活支援事業
()が完了しましたので、同事業業務委託契約書第7条の規定
により、下記のとおり報告します。

記

1 精算

| 区 分 | 金 額 |
|--------------|-----|
| 契約額 a | 円 |
| 概算払受領済額 b | 円 |
| 支出額 c | 円 |
| 過不足額 $c - b$ | 円 |
| 契約残高 $c - a$ | 円 |

- 支出額の内訳
別記様式第1号のとおり
- 事業評価書
別記様式第2号のとおり
- 学習支援ボランティア登録人数
別記様式第3号のとおり
- 体験活動等の実施状況
別記様式第4号のとおり

概算払請求書

年 月 日

茨城県知事 殿

(受託者)

主たる事務所の
所在地

名称

代表者氏名

令和4年度茨城県生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業
()の委託費に係る 前期分・後期分 の請求について

このことについて、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円也

(請求額算定表)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------|-----|
| 契 約 額 | 円 |
| 概算払受領済額 | 円 |
| 今 回 請 求 額 | 円 |
| 残 額 | 円 |

2 請求金の受領方法 口座振替払

| 振込先金融機関 | |
|------------------|--------------------|
| 振 替 口 座 | 預金種別 普通 ・ 当座 ・ その他 |
| | 口座番号 |
| | フリガナ |
| | 口座名義 |

(振込先金融機関は郵便局以外の金融機関を指定願います。)

3 概算払を必要とする理由